

入間市税条例及び入間市都市計画税条例改正要旨

〔 個人市民税 〕

< 【第 1 条関係】 入間市税条例第 3 4 条の 7、附則第 7 条の 4、第 9 条、第 9 条の 2 >

◆ ふるさと納税制度の見直し

- 令和元年 6 月以降、個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金（ふるさと納税）を、総務大臣が指定した基準に適合する市区町村等に行った寄附金とするものです。

【基準】

- ① 寄附金の募集を適正に実施すること
- ② 寄附額に対する返礼品の返礼割合は 3 割以下とし、地場産品とすること
- 給与所得者など確定申告を行わなくても寄附金税額控除が受けられるふるさと納税ワ
ンストップ特例制度の対象寄附金も同様とするものです。

< 【第 1 条関係】 入間市税条例附則第 7 条の 3 の 2 >

◆ 住宅借入等特別税額控除に係る適用期限の延長及び適用手続きの要件緩和

- 消費税引上げ後に住宅を取得し、令和元年 1 0 月から令和 2 年 1 2 月までの間に入居した場合には、所得税の住宅借入等特別税額控除（住宅ローン控除）の控除期間が 1 0 年間から 1 3 年間に延長されることに伴い、個人市民税の住宅借入等特別税額控除の適用期限を 2 年延長するものです。

【現行】

【改正後】

適用期限： 令和 1 3 年度まで ⇒ 令和 1 5 年度まで

居住年	平成 2 6 年 4 月から令和 3 年 1 2 月	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>今回の対策</p> <p>令和元年 1 0 月から令和 2 年 1 2 月</p> </div>
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の 7 % (最高 1 3 6, 5 0 0 円)	同左
控除期間	1 0 年	1 3 年

※控除限度額は個人県民税も含めた額

- 個人市民税において、納税通知書が送達された後に、所得税において還付申告等により住宅借入等特別税額控除（住宅ローン控除）が適用される場合には、個人市民税においても住宅借入等特別税額控除を適用するものです。

〔 その他 〕

< 【第1条関係】 入間市税条例附則第10条の2 >

◆ 地方税法の改正に伴う引用条項の改正

< 【第1条関係】 入間市税条例附則第10条の3 >

◆ 地方税法施行令の改正に伴う引用条項の改正

< 【第2条関係】 入間市都市計画税条例附則第13項 >

◆ 地方税法の改正に伴う引用条項の改正